平成２９年（フ）第１６３号
群馬県富岡市富岡430番地１　富岡山友ハイツ106号、開始決定時の住所京都市上京区下長者町通千本西入六番町375番地６
破産者　司工業こと　石古　憲司
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
京都市上京区上長者町通小川東入下小川町195番地１
破産者　ささえ鍼灸院こと　佐々江　彰
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６５号
京都府八幡市橋本北浄土ケ原75番地の１　グランシエル307、前住所大阪府枚方市高野道２丁目27番10号
破産者　谷口　　誠
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５６７号
京都市左京区一乗寺西水干町26　エスリード一乗寺514号、住民票上の住所京都市中京区錦小路通高倉西入西魚屋町597番地
破産者　清水　貞雄
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８５３号
京都市右京区西院月双町７番地　パティオ篠202、前住所京都市右京区西京極午塚町120番地　第２郡荘
破産者　宇野　　修
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
広島県福山市駅家町大字大橋719番地
破産者　光成　和子
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第８３号
香川県高松市浜ノ町18番６―201号　シーパレス浜ノ町
破産者　田村　妙子
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９号
福岡県直方市大字直方351番地28
破産者　野田　勇次
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第１号
熊本県玉名市山田2036番地２
破産者　宮本美智代
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第６２号
北海道室蘭市日の出町１丁目10番20号ハイツＪＵＮ205号、前住所北海道伊達市向有珠町204番地
破産者　石橋　康治
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
北海道有珠郡壮瞥町字仲洞爺67番地
破産者　横山　正秀
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
北海道旭川市永山１条２丁目３番21号　秋月ビル102号室
破産者　中川　雅志
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６２号
北海道士別市東３条北３丁目６番地
破産者　木村千壽子
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
釧路市文苑４丁目21番17号
破産者　鎌田　一恭
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第６１号
青森県上北郡七戸町字七戸332番地２
破産者　西野　昭行
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
青森県上北郡七戸町字七戸332番地２
破産者　西野麻奈美
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
青森市千刈３丁目６番25号　小坂アパート２号
破産者　青山　邦治
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
青森県東津軽郡平内町大字茂浦字浦田８番地４
破産者　佐々木教子
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係